

平成16年第1回臨時会

御宿町議会会議録

平成16年8月27日 開会

平成16年8月27日 閉会

御宿町議会

平成16年御宿町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示・・・ 1

第 1 号（8月27日）

議事日程・・ 2

本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

出席議員・・ 3

欠席議員・・ 3

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・ 3

事務局職員出席者・・ 3

開会の宣告・・ 4

町長あいさつ・・ 4

会議録署名人の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、採決・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

閉会の宣告・・ 17

署名議員・・ 18

御宿町告示第39号

平成16年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成16年8月26日

御 宿 町 長 井 上 七 郎

記

1. 期 日 平成16年8月27日

2. 場 所 御 宿 町 役 場 議 場

3. 付議事件
 - (1) 御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事請負契約の締結について
 - (2) 御宿町立御宿中学校校舎改築機械設備工事請負契約の締結について
 - (3) 御宿町立御宿中学校校舎改築電気設備工事請負契約の締結について

平成16年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成16年8月27日（金曜日）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第2号 御宿町立御宿中学校校舎改築機械設備工事請負契約の締結に
ついて

日程第 5 議案第3号 御宿町立御宿中学校校舎改築電気設備工事請負契約の締結に
ついて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番 石井芳清君	2番 松崎啓二君
3番 式田善隆君	4番 伊藤博明君
5番 吉野時二君	6番 川城達也君
7番 式田孝夫君	8番 瀧口義雄君
9番 白鳥時忠君	10番 小川征君
11番 中村俊六郎君	12番 浅野玄航君
13番 貝塚嘉軼君	14番 新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 井上七郎君	助役 吉野和美君
収入役 五十嵐義昭君	教育長 岩村實君
総務課長 綱島勝君	企画財政課長 瀧口和廣君
教育課長 田中とよ子君	税務課長 木原政吉君
環境整備課長 井上秀樹君	農林水産課長 石田義廣君
建設水道課長 藤原勇君	商工観光課長 米本清司君
住民課長 佐藤良雄君	保健福祉課長 氏原憲二君

欠席者 なし

事務局職員出席者

事務局長 吉野健夫君 係長 市原茂君

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成16年第1回臨時会が招集されましたが、議員の皆様にはご多用のところ出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の出席議員は14人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成16年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より諸般の報告と合わせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。本日ここに、平成16年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会において審議いただきます案件は、「御宿中学校校舎改築工事請負契約の締結」についてであります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

さて、7月10日の「プール開き」、7月17日の「海開き」を幕開けに、7月19日からはメキシコ少年野球団が、8月2日から4日までは「海と山の子交流会」で野沢温泉村の中学生が来町、また8月5日には夏のイベントであります花火大会、さらに恒例となりました「ムーンカップ IN御宿」が、8月21日から3日間わたり、参加選手1,412名による、浜辺での熱い戦いが繰り広げられました。議員の皆様方をはじめ、関係各位のご協力により、企画された様々なイベントも滞りなく終了することができました。誠に

ありがとうございました。

なお、夏の収支につきまして、統計結果が担当課よりまとめ次第、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わりますが、今後とも行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

14番 新井明君、1番 石井芳清君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の日程は本日1日限りといたします。

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

日程第3、日程第4及び日程第5は御宿中学校建設において関連がある議案のため、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって日程第3、日程第4及び日程第5は一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第1号及び第2号、第3号につきまして一括して提案理由を申し上げます。

議案第1号御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事請負契約の締結について、議案第2号御宿町立御宿中学校校舎改築機械設備工事請負契約の締結について、議案第3号御宿町立御宿中学校校舎改築電気設備工事請負契約の締結についての3案につきましては、本年度の当初予算審議におきまして、中学校校舎改築事業を平成16年度・17年度の2か年継続費事業として議決承認をいただき、6月の定例議会においては継続費の追加補正額の承認をいただいたところであります。

先般、8月25日に中学校校舎改築工事の3工事について、それぞれの工事の入札の執行をいたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御宿中学校校舎改築の工事について工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それではご説明いたします。

中学校校舎改築工事につきましては、2か年の継続事業として3月定例会でご承認をい

ただき、6月定例会では継続費の追加補正のご承認をいただいたところであります。

入札までのこの間、6月7日に町議会から、契約、建設等に関し、十分に透明性を持ち、公正公明な執行を望む要望書が提出されました。

今回の入札、契約につきましては、要望書の内容事項につきましても十分審議検討をいたしながら、事務の執行を行ってまいりました。

入札は8月25日に実施いたしまして建築工事15社、機械設備工事21社、電気設備工事19社が参加いたしました。

それでは、各議案を読み上げ説明とさせていただきます。

議案第1号 御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

以上までは、各議案とも同様ですので第2号、3号議案については割愛させていただきます。

第1号議案の1．契約の目的ですが御宿町立御宿中学校校舎改築建築工事。2．契約の方法、指名競争入札による契約。3．契約金額8億3,160万円うち消費税は3,960万円です。4．契約の相手方、千葉市中央区中央1丁目7番8号西武建設株式会社東関東支店支店長永瀬太三男。5．工期ですが議会の議決を得た翌日から平成18年3月15日までです。

議案第2号につきましては、1．契約の目的は御宿町立御宿中学校校舎改築機械設備工事。2．契約の方法ですが指名競争入札による契約。3．契約金額1億2,022万5,000円うち消費税572万5,000円です。4．契約の相手方ですが千葉市中央区本

町三丁目三番十五号芝工業株式会社代表取締役野口勇。５．工期ですが議会の議決を得た翌日から平成１７年１２月１５日までです。

議案第３号ですが、１．契約の目的は御宿町立御宿中学校校舎改築電気設備工事。２．契約の方法ですが指名競争入札による契約。３．契約金額１億２１９万１，２５０円うち消費税４８６万６，２５０円です。４．契約の相手方ですが千葉県茂原市早野新田６９番地モデン工業株式会社茂原支店長深井喜一。５．工期ですが、議会の議決を得た翌日から平成１７年１２月１５日までとさせていただきます。

なお、入札の結果につきましては、添付いたしました入札結果表のとおりですので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。１番石井芳清君。

１番（石井芳清君） １番、石井です。今、課長の方から本契約事務にあたってのご説明があったわけでありましたが、その中で我々議員一同で出しました要望書についての説明もあったわけでありましたが、今回の公共工事発注にあたり、具体的にそれではどのような点に留意をされて事務執行に当たったのか、その説明を願いたいと思います。

そして、今回の契約事務の中で先般、工程表もいただきましたが、ちょうど応募が７月２７日から７月２９日、審査期間が８月３０日から４日とこういう工程表が配られたわけでありましたが、たぶんこのような形で推移したものかと思いますが、このちょうど２８日の日に大変残念なことでありますが、新潟市における公共工事におきまして大手ゼネコンを含む１１３社がいわゆる独禁法に抵触したというような報道がされまして、３０日にもこれらの業者に対して新潟市は指名停止処分を行ったという報道がされておるわけであります。こうした中で、具体的にどういう審査をされたのかそれらについてもお聞かせ願

たいと思います。

また、資料にございます入札結果表を見ますと113社に該当する会社ですね、それから県内におきましても同様な事件が過去あったという中ではそうしたような企業もこの中に含まれているというふうに解釈するわけではありますが、その辺のところについてはどのようになっているのかご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは第1点目の発注にあたり、事務執行にどのようにあつたかということでございますが、先ほどお話しいたしましたように、6月7日付で御宿町議会から要望書が提出されまして、指名審査、入札、契約と建設に関しては十分に透明性を持ち、公明公正な執行を望むということで要望書が提出されたのですが、11項目に渡ります要望を受けた中において、可能な限り対応できるものについては事務を進めてきました。その結果、3年前に実施しました清掃センターの施設設備工事を参考にするなどしまして、公募型の指名競争入札を執行するという事で、より競争性を高めて公正な競争を確保するために、業者の受注意欲を確認した上で指名するという方法を取らせていただきました。また、各専門分野におきます業者に直接業務発注することによって工事内容について詳細な検討をし、直接施行業者と詳細な検討ができる、また工期遵守ですとか効率的で安価を期待できるということなどを検討しまして、より多くの業者に受注の機会を設けるということを検討した中で、分割発注をするということにいたしました。その中で、設計金額を事前に公表して公明性を高めるということで設計金額の事前公表も実施いたしましたところですが、7月13日に入札参加資格委員会を設けてその件について検討しております。そして先ほどお話しありましたように、8月4日、5日の二日間に分けて指名業者審査会を実施しております。これにつきましても

いろいろな意見がございまして、その中では多数意見を取り入れるとか、そういったことも実施したところではあります。そういった経緯を経て、25日の入札に臨んだということです。

もう一点、新潟市の排除勧告の件についてですが、この件につきましては公募要件の中で地方自治法施行令の167条の4に一般競争入札の参加資格という項目があります。その応募資格の中で応募してきた会社については、その要件に該当しているものがいなかったと、資格審査会の段階ではいなかったということから指名をした経緯があります。その指名をした後に公正取引委員会で排除勧告を受け、審決を受けた会社があった場合には入札には参加できないということで指名した業者に通知をいたし、そういったことが発覚した場合、審決が出た会社については入札に参加させないということで通知をいたしております。もう一点のそれ以前にそういった審決を受けているところについて、どのような対応をしたかという質問かと思うのですが、御宿町が指名停止取扱基準の中では県の基準を準用するというところでやっております。その中で審決を受けてから、指名停止処分を受けるまでの期間が県の場合最大で12ヶ月となっております。そういった中で、千葉市であった審決が出た業者に対してということは、すでに14年の12月に審決が出ておりますことから、15年の12月で仮に最大限の指名停止を受けたとしても、その期間を過ぎていくということで、対象とはいたしませんでした。以上、3点でよろしいですか。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） もう少し端的にお聞かせ願いたいと思いますが、一つは入札結果表をいただいておりますが、3つの契約でありますけれどもこれらの入札金額、落札価格が予定価格に対して何パーセントの比率になっているかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、この議案第1号の中で、私の調べたところによりますとこの落札者というのは確

か新潟市での今回の公共事業に関しまして、指名停止処分を受けている会社というふう
思うわけでありましたが、今課長がおっしゃった中ではそれはあくまでも契約前というよう
なご説明であっただけでありましたが、それでは契約ですねそうした事態が確定した場合に
はどのような対応がとられるのかそれについてもお聞かせ願いたいと思います。それから合
わせて何度も聞くのもあれですから、本契約において、すでに仮契約等は終わられている
と思いますし、特約等も付けられていると思いますので、完成後の保証ですね、工期間上
は通常当然あると思いますが、この役場につきましても完成後の保証ということは事実上
なかったというようなことで、数年後の中で雨漏りとかということも確か町独自予算の中
で修繕を行った経過もあろうかと思えます。そうした中では、例えば清掃センターについ
てはそうした文言を特約の中に盛り込みまして、経費の削減また工事をきちんとやってい
ただくような形の交渉を行った経過もあったかというふう思うわけでありましたが、今回
の御宿中学校第一期工事にあたってのその辺の特約条項についてはどのようなになっている
のかについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 予定価格に対する落札パーセントということですが、建築
工事につきましては97.6%です。機械設備工事ですが95.4%です。電気設備工事
が85.1%です。

二番目の契約後の経緯についてですが、この件につきましては落札後に契約をしたこと
につきましては行政行為ではなく、民法上の契約であることから発注者と受注者が対等な
立場で契約を結ぶということが原則になっております。仮に議会の議決後に審決がされて
も、この工事の契約は甲乙対等の立場での契約が成立するということで、契約解除条項は
契約約款の47条に基づくもの意外は対象にならないというふう考えております。その

47条ですが、発注者側が解除することができるという条件の中では、契約の相手方が正当な理由がないのに工事に着手しないとか、工期内に完成をしないとか、工期が経過しても完成する見込みがない、また主任技術者等の設置をしなかったとかそういった契約条項を守らなかったりした場合には、発注者であります町の方から解除させることができるということにはなっております。今回の契約の中で特約の条項は入れておりますが、今回の工事における契約に関して、公正取引委員会が審決等の確定をした場合においては契約を解除することになりますが、その他は工事に関しますことについての解除権が認められる場合としましては、建設業務の許可の取り消しが出た場合ですとかそういった場合のみになるのではないかと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 契約方については非常に難しいというような内容かなと思いますが、これは今回の第一期目ですよね、今後もまだこれで少なくとも中学校の建設は終わりになるわけではありませぬので、今回我々もいろいろ指摘しましたし、いろいろな協議もさせていただきましたけれども、やはり二期三期と工事契約等これからあるかと思いきすけれども、それにむかひまして、町として毅然とした態度で臨んで行くというのは我々が預かりました貴重な税金をきちんと使っていくという立場において非常に大切なことだと思うのです。確かに法律や条例規約等に盛られないことでも先ほど申しました、例えば特約条項の中で相手方との中の契約ということは相手方が飲めば可能なわけでありまして、そうしたものも含めまして、今後の契約の中にそうした文言をきちんと最初から入れていくと、そういうことをしたやはり現在、公取の問題も含めまして、国もいろいろな形で整備して参りましたけれども、まだまだ我々から見ると不十分である、非常に歯がゆい部分があるというのが実態でありますので、その辺は例えば応募の中の条件の中に入れ

ていく、また特約条項の中に入れていくということも可能ではないかと思しますので、さらにそうした努力が必要だろうと思いますが、今後の契約方法の取り組みについての考えについてお聞かせ願いたいと思います。それから本第一期工事ではありますが、今日審議しておるのは工事契約等のみではありますが、たぶんこれらについて設計監理、これらの委託も当然必要になるかと思うのです。予算上はそれらの処置がされておったかと思いますが、設計監理についてどのような契約また執行をしていくのか。通常ですと設計会社がそのまま設計監理に移る事案が多いのが実態というふうになっておるわけではありますが、少なくともこの間、設計会社につきましては、先般の定例会におきましても町長はペナルティを科すというような話もされておったわけではありますが、具体的にどのような設計監理についての執行をしていくのかそのお考えをお聞かせ願いたいと思います。併せまして今日は8月27日でございます、8月ももういっぱいということですね。まもなく第2学期が始まるわけではありますが、そうしますとこれまで私たちまた町民に説明をしてきておりました夏休み中に主だった工事を終えるとして、子どもたちの安全対策確保を図るというご説明をしてきていただいたわけではありますが、どう考えても実現できないわけでありませう。そうした中におきまして、子どもたちまた近隣の住民含めまして安全対策、騒音、震動問題がありますね、こうしたことをどう対処されていくのか、例えば当面安全対策については土日など使って子どものいない時間に行う等も考えられるわけではありますが、それにつきまして今後具体的に契約が確定ということになれば工事が始まって来るわけでございますし、設計監理会社のほうも何らかの形で契約をされて具体的な進捗状況を含めまして、工事に入ろうかと思いますが、その辺も含めましてご説明を願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 今後の入札契約の取り組み方ということでございますけ

れども、国土交通省並びに公正取引委員会等の指針を参考にしまして、町の関係諸規程の見直しを進め、入札契約のより一層の適正化に取り組みたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 監理委託についてですが、今回事業については三分割をして各工事を発注いたします。これにつきましては、やはり設計内容を熟知した設計者に委託したいと考えておりますが、随契にする理由といたしましては監理委託料につきまして国土交通省で示されております設計監理業務標準報酬それらを参酌した中で町独自で算出をしております。そういったところからの技術経費ですとか諸経費の面で、すでに設計に関わっているということでその分を割愛できないかということで現在、業者に見積の再度取り直しを求めているところです。そういったところで経費についてを安価で委託をしていただくということで、現在、金額についての調整をしているところです。

1番（石井芳清君） 何割程度ですか。

教育課長（田中とよ子君） 2割くらいは削減できるかと考えております。それは最終的にはまだ金額が決まっておりませんので。

もう一点、安全対策についてですが、安全性の確保につきましてはこの後、早急に業者と十分協議をして参ります。先ほどの土曜日ですとか夜間というお話もありましたが、夜間につきましては、近隣の住民の対応も出てくると思います。そういった面も含めまして、業者とは十分協議をしていくつもりでおります。また、生徒の安全確保につきましてはもちろんですが、近隣住民につきましてもこれから関係するであろう近所を回りたいとそこでご了解をいただくというような対応をはかっていきたいというふうに考えています。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

議長（伊藤博明君） 12番浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 先ほど石井議員とのやり取りを聞いておりました、ちょっと私疑問に思ったことがありますので、ごく簡単にですけれども、新潟の件についてさっきかなり詳しく触れられておりました、私はそんなに詳しく知らないので申し訳ありませんが、これからの公取の排除勧告ですとか、そういう問題で大変難しいことが起きることもあるというようなお話をいただきましたけれども、今回落札された企業も大変難しいことも起きる可能性のある企業も中に入っているとそのように解釈してよろしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 新潟市での排除勧告に該当している業者ではあります。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） 大変愚問なことですが、建築の方の入札につきましてですが、旧校舎の取り壊しもこの中に含まれておるのではないかなというようなことも考えられますが、取り壊しについては地元の業者もかなり重機を持った方がおりますので、そういった方に多少仕事が回るような方法では考慮させていただけないでしょうか。お伺いします。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 個々にどこの部分をどういうふうにと分かりませんが、これから業者と話していくようになるかと思いますが、契約の中に一括下請けは禁止されているのですが、その中で下請人を使う項目についても契約の中にありますので、今ここでそれができますとかそういうお話ができないのですが、それは業者と話し合いになります。業者と町の方にも当然連絡はまいります、業者の対応となります。

議長（伊藤博明君） 3番式田善隆君。

3番（式田善隆君） 私はどういう形にしる、町のほうもいろいろな面で仕事はさせた

いけれども予算がないというようなお話しもいろいろと伺っております。そういった中で業者の方も仕事がかなり減っているのではないかなというようなことを考えたのでこのような質問をしたのですけれども、できればやはり町の仕事をさせていただくというような形の上で、町のほうもそういったところへお力を貸していただければ仮にどういう形にしても、多少なりとも仕事をいただけるのであれば、やはり一番よろしいのではないかなというようなことも考えますし、また全然見ず知らないような車が荷物を積んでどういうふう
に走るか分かりませんが、道路を走った場合よりも地元の業者が入ってきて運んでくれれば多少なりとも仕事のやりやすい面も出てくるのではないかなというような懸念もございますので、お伺いしたまでです。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第1号に賛成の方は起立願います。

起立少数です。

よって、議案第1号は否決されました。

議長（伊藤博明君） 議案第2号に賛成の方は起立願います。

起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 議案第3号に賛成の方は起立願います。

起立多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。井上町長。

町長（井上七郎君） 平成16年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度のごあいさつは冒頭申し上げましたように、「御宿中学校校舎改築工事請負契約の締結」についてご審議いただきましたが、残念なことに第1号議案につきましては、不承認となりました。以後、その件につきましては、また審議をしたいと考えております。第2号、第3号議案については、全員の賛成をいただきましてありがとうございました。

今後は、完成期限を遵守し、なおかつ立派な中学校校舎が完成するよう、施行業者と綿密な連携を図りながら努力してまいりたいと考えております。

どうぞ今後とも、よろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、季節の変わり目でございますので、議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうもご苦勞様でございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

以上で、平成16年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年8月31日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 新 井 明

署名議員 石 井 芳 清